

議案第52号

加西市税条例等の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市税条例等の一部を改正する条例

(加西市税条例の一部改正)

第1条 加西市税条例(昭和42年加西市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の7を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第36条の2第1項ただし書中「第34条の7」の右に「第1項及び第2項」を加える。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第54条第6項中「、地方開発事業団」を削る。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第105条の次に次の1条を加える。

(鉦産税に係る不申告に関する過料)

第105条の2 鉦産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第107条第1項及び第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第142条第2項中「第9項から第11項」を「第10項から第12項」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第9条の2の3を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第9条の2の3 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第18条の3第1項、附則第18条の4第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項又は附則第20条の2の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条

の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第9条の3第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第12条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第18条の3第3項第2号中「、附則第9条の2の2の2第1項及び附則第9条の2の3」を「及び附則第9条の2の2の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第9条の2の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の4第3項第2号中「、附則第9条の2の2の2第1項及び附則第9条の2の3」を「及び附則第9条の2の2の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第9条の2の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第 18 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とを削る。

附則第 19 条第 3 項第 2 号中「、附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の 3」を「及び附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 2 の 3 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 20 条第 5 項第 2 号中「、附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の 3」を「及び附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 2 の 3 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号中「、附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の 3」を「及び附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 2 の 3 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 20 条の 5 第 2 項第 2 号中「、附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の 3」を「及び附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 5 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 2 の 3 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 20 条の 7 第 2 項第 2 号中「、附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の 3」を「及び附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 7 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 9 条の 2 の 3 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 7 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第 5 項第 2 号中「、

附則第9条の2の2の2第1項及び附則第9条の2の3」を「及び附則第9条の2の2の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の7第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第9条の2の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の7第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第30条中「、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附則に次の2条を加える。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第33条 所得割の納税義務者の選択により法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年度以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成

23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

- 5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

- 第34条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の2の2及び附則第9条の2の2の2の規定の適用については、附則第9条の2の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

（加西市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第2条 加西市税条例の一部を改正する条例（平成20年加西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項、第13項及び第18項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

- 第3条 加西市税条例の一部を改正する条例（平成22年加西市条例第15号）の一部を次

のように改正する。

附則第1条第2号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- (2) 第1条中市税条例第36条の2の改正規定並びに次条第2項の規定 平成24年1月1日
- (3) 第1条中市税条例附則第9条の3の改正規定及び次条第3項の規定 平成25年1月1日
- (4) 第1条中市税条例附則第12条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日
- (5) 第1条中市税条例附則第33条及び第34条を加える改正規定 平成24年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金について適用する。

- 2 新条例第36条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第9条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）附則第9条の3

第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例(附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 30 号）が平成 23 年 4 月 27 日に公布されたこと、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）が同年 5 月 2 日に公布されたこと及び現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 83 号）が同年 6 月 30 日に公布されたことに伴い、加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部の改正を行うもの。

【概要】

- 1 東日本大震災に係る雑損控除等の特例について（附則第 33 条関係）
 - (1) 東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除等について、平成 23 年度市民税での適用を可能とする。
 - (2) 繰越可能期間を 3 年間から 5 年間に延長する。
 - (3) 施行時期 平成 24 年 1 月 1 日
- 2 東日本大震災に係る住宅ローン減税の適用の特例について（附則第 34 条関係）
 - (1) 住宅ローン控除の適用住宅が、東日本大震災により滅失等しても、平成 25 年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。
 - (2) 施行時期 平成 24 年 1 月 1 日
- 3 寄附金税額控除の適用下限額を引き下げる。（第 34 条の 7 関係）
 - (1) 寄附金税額控除の適用下限額を 2,000 円（改正前 5,000 円）に引き下げる。
 - (2) 施行時期 平成 24 年 1 月 1 日から施行し、平成 24 年度分から適用する。
- 4 罰則の強化について（第 26 条第 1 項、第 36 条の 4 第 1 項、第 53 条の 10 第 1 項、第 65 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 88 条第 1 項、第 100 条の次に 1 条を加える改正規定、第 105 条の次に 1 条を加える改正規定、第 107 条第 1 項、第 133 条第 1 項、第 139 条の 2 を第 139 条の 3 とし、第 139 条の次に 1 条を加える改正規定）
 - (1) 過料の上限額を 10 万円（改正前 3 万円）に改定および新たに過料の規定を追加する。
 - (2) 施行日 公布の日から起算して 2 月を経過した日
- 5 地方税法等の改正にともない、特例措置の期間延長、文言の整合、引用条文の条ずれの修正等を行う。